議案第104号「青森市森林博物館条例の一部を改正する条例の制定について」 の概要

1 提案理由

教育委員会事務局文化財課が所管する「青森市森林博物館」について、令和4年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、これら所要の改正を行うものである。

2 施設概要

名	称	青森市森林博物館		
位	位 置 青森市柳川二丁目4番37号			
開	館	昭和57年11月		
		※ 竣工:明治41年11月(旧青森大林区署庁舎として)		
構 造 木造建築		木造建築 2階建て		
延床面積		2, 089 m²		
主なる室	階	第1展示室(116㎡)、第2展示室(157㎡)、第5展示室(117㎡)、		
		第6展示室(132㎡)、事務室(86㎡)、第1収蔵室(45㎡)、第3収蔵室(33㎡)、		
		休憩室(27㎡)、 準備室(27㎡)、便所・廊下等(426㎡)		
	一階	第 3 展示室 (6 4 ㎡)、第 4 展示室 (1 3 2 ㎡)、特別室 (6 6 ㎡)、第 1 学習室 (6 6 ㎡)、		
		第2学習室(66㎡)、第3学習室(106㎡)、第2収蔵室(91㎡)、図書室(37㎡)、		
		準備室(40㎡)、便所・廊下等(255㎡)		
その他		森林鉄道機関車展示室(73㎡)、電気室(16㎡)、駐車場(乗用車約20台)		

3 観覧料

区分	金額		
個人(一人につき)	一般	250円	
個人(人につき)	大学生及び高校生	130円	
団体(一人につき)	一般	130円	
四件 (一人にうき)	大学生及び高校生	70円	

4 使用料(貸室)

マハ	午前	午後	全日	
区分	9時~12時	1 時~ 4 時	午前9時~午後4時	
第1学習室(66㎡)	6 4 0 円	6 4 0 円	1,270円	
第2学習室(66㎡)	6 4 0 円	6 4 0 円	1,270円	
第3学習室(106 m²)	890円	890円	1,780円	

5 利用状況及び収支の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
区分					上段: H29~R1
					下段: H30~R2
入館者数	16, 946 人	19, 431 人	20, 511 人	5, 786 人	18,962 人
八路有效					15, 242 人
 指定管理料	18,864 千円	18,504 千円	18,555 千円	18, 798 千円	18,641 千円
相足自生材					18,619 千円
観覧料収入	538 千円	451 千円	405 千円	300 千円	464 千円
既見代収八					385 千円
使用料収入	46 千円	54 千円	95 千円	127 千円	65 千円
使用相似八					92 千円
収支差額	△18, 280 千円	△17,999 千円	△18,055 千円	△18,371 千円	△18, 112 千円
以入左似					△18, 142 千円

6 利用料金制を導入する理由

利用料金制の導入に当たっては、青森市指定管理者制度導入基本方針において、「利用料金制は、公の施設の管理運営に当たって指定管理者の自主的な努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できることから、施設の性格や実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討したうえで、積極的に活用を図るものとする。」とされているところである。

青森市森林博物館において、「森林に関する資料を供し、市民の教育・文化の発展に寄与する」という設置目的や、「子どもからお年寄りまでが楽しみながら学習している」といった利用状況等を考慮した結果、指定管理者の自主的な経営努力を発揮することにより、様々なサービス内容の工夫によって利用者数の増加が期待できること、また、指定管理者の収入として収受させることにより、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できることから、利用料金制を導入しようとするものである。

なお、利用料金については、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて 柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があると考えることから、弾力条項を設けるこ ととし、その幅については、他の利用料金制を導入している施設を参考に、乗率を 0.7 から 1.3 の間としようとするものである。

7 改正箇所

利用料金制の導入に当たり、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることから、 第13条の次に加える第14条及び第15条において、以下の項目を定める。

- ・利用料金の納入先を指定管理者とすること(第14条第1項)。
- ・利用料金を指定管理者の収入として収受させること(第14条第2項)。
- ・特別の理由がある場合を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないこと (第 14条第3項)。

- ・利用料金の額を条例の定める金額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が設定する こと(第14条第4項)。
- ・特別の理由がある場合は、指定管理者が利用料金を減免することができること(第 15条)。

また、既に利用料金制を導入している類似施設との整合を図るため、第6条第3項ただ し書に観覧料の還付を加えるとともに、第12条及び第17条第2項を改める。

8 施行期日

令和4年4月1日